

令和8年度設備保守管理、警備及び清掃業務委託契約書（案）

沖縄県海洋深層水研究所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の施設の設備保守管理、警備及び清掃業務について、次の条項により委託契約を締結する。

第1条 甲は、上記施設管理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

第2条 この契約による委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 この契約は地方自治法施行令第167条の17の規程による長期継続契約であるため、甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。

第3条 委託料は、〇〇〇〇〇〇円（うち消費税〇〇〇〇〇円）とし、毎月〇〇〇〇〇〇円（うち消費税〇〇〇〇〇円）を支払うものとする。

2 乙は、毎月10日までに前月に処理した委託業務に関する業務完了報告書（成果報告書）及び委託料請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の実績報告書及び委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に、乙に対し委託料を支払うものとする。

第4条 契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則101条第2項各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

第5条 乙は、別紙「委託業務仕様書」により、委託の本旨に従い委託業務を実施するものとする。

第6条 委託業務を遂行するのに要する機械、器具及び材料等は、別紙「経費負担区分一覧表」に定める者の負担とする。

第7条 委託業務を遂行するのに必要な用水、電力、業務従事者控室、ロッカー、机、椅子、キャビネット、資機材置場及び電話等は無償で貸与する。

第8条 甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の措置を執ることを求めることができる。

2 乙は、従事者が都合により勤務することができなくなったときは、前日までにその旨及びその交代者の氏名を届け出なければならない。

第9条 乙は、委託業務の処置を自ら行うものとし、業務の全部及び一部を第三者に代行させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならぬ。

3 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

4 乙が第1項から第2項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害については、甲は賠償責任を負わないものとする。

第10条 甲は、この契約の履行について必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

第11条 乙は、委託業務に係る経費について帳簿を備え、収入支出の額を記載したその出納を明らかにしておかなければならない。

第12条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に違反したとき。
- (2) 乙の委託業務の処置が不適当と乙が認めたとき。
- (3) 乙が、この契約を履行できないと甲が認めたとき。

2 前項第1号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、業務委託料の100分の10を違約金として甲に支払うものとする。

3 第1項及び第2条第2項、第9条第4項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

第13条 乙の従事者が、委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責を負うものとする。委託業務の実施により、第三者に損害を与えたときも同様とする。

第14条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

第15条 甲及び乙は、信義を重んじ、この契約を履行しなければならない。

第16条 乙は、労働基準法や最低賃金法等労働関係法を遵守しなければならない。

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、協議の上、定めるものとする。

第18条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

2 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

3 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

5 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

6 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第20条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除せらるようしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人

等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第21条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　沖縄県島尻郡久米島町字真謝500-1
沖縄県海洋深層水研究所
所長

乙